

NEWS

発行：いややねん！住基ネット市民の会

連絡先：川西市萩原東1-275-3

TEL0727-58-7724 FAX 0727-58-7725

http://www.kitaue.com/~juki/ E-mail: web_master@kitaue.com

4月8日第8回弁論

新戦術展開で結審を回避

「簡単には終らせない」……兵庫訴訟独自の展開を

去る4月8日、神戸地裁で第8回弁論が行われました。1月11日の「進行協議」で結審の方向が強く打ち出されていましたが、弁護団による新たな戦術行使が功を奏し、裁判長の交代ともあいまって、幸いにも結審を回避することができました。当日は、神戸市原告の守田さんが、ご自身の個人情報漏洩の被害体験を中心におよそ15分間にわたり陳述（別添）を展開しました。

開廷5分前、弁護団と原告およそ20人が、半ば結審宣告を覚悟して入廷。いつものように既に各市被告側傍聴人（公務出張）が204号法廷の3分の2を埋めていました。10時ジャストに裁判長が入廷。何と、これまでとは別人の裁判長でした。

裁判長は、構成が変わったことに軽く一言触れ、改めて、原告側の訴訟趣旨について確認するため、若干の質問が行われました。その後、原告代理人が被告側へ文書（別記）の提出を求めたところ、被告側は「拒否します。」とそっけない返事。原告側が提出を求めた文書は、市町村における住基ネットの運用上のセキュリティ体制に関わるもの

で、国側の「安全神話」を打ち砕くものにもなり得る重要なものです。裁判長は「出す必要がないということですか？」「立証の必要がないということですか？」と二度念を押す質問を被告側に投げかけました。結審を求める被告側の要求に対して、裁判長は「文書提出命令」を求める原告側の主張に理解を示し、また、「準備書面をじっくり読みたい」と発言、次回期日を7月15日に指定しました。弁護団は、このまま「簡単には終らせない」覚悟で、文書提出を巡って争います。

次回の弁論日程

新しい裁判長は、これまでの裁判長とは違い積極的に疑問点を質す人物のようです（単に口数が多いだけかも）。ひょっとして、新しい展開が期待できるかも知れないと期待半ばです。

第九回口頭弁論

七月十五日（金）

午前十時から

神戸地裁（JR神戸）

第二〇四号法廷

~~~~~

終盤の闘いに向けて！

傍聴とカンパにご協力

ください。毎回頭

弁論終了後、近くの神

戸市福祉総合センター

で報告集会を開催して

います。カンパは下記

の口座へお願いします。

郵便振替口座 00960-4-246413 口座名 いややねん！住基ネット市民の会

## 各市のセキュリティ体制に問題あり！！

# 文書提出命令を申し立て

国はこれまで、住基ネットの安全性は磐石であると主張してきました。はたしてそうなのでしょうか。第9回弁論で弁護団は、兵庫県が昨年3月に県内各市町に対して行った「本人確認情報の提供にあつたてのセキュリティ体制チェックリスト」の提出を申し立てました。ところが、被告側代理人は、これを拒否したため、その場で、弁護団が同文書の提出命令を裁判所に請求する旨を通知し、追って4月18日に「文書提出命令の申立書」を裁判所に提出しました。弁護団は、他の訴訟にない兵庫訴訟独自の展開を追求します。

**他府県にない「住基ネット利用」条例**

兵庫県は昨年3月の県議会で、住基ネットによって本人確認情報を利用する事務を31事務に拡大するとともに、県内市町村が徴税・用地取得事務などに利用するため、県が保有する住民の本人確認情報を住基ネットを経由して市町に提供できる条例を制定しました。条例による住基ネットの利用は、現時点では他府県にない兵庫県独自のものです。

県はその条例を2004年7月1日から施行していますが、施行に先立ち昨年3月30日付で、各市町に対して住基ネットのセキュリティ体制の整備とチェックを依頼し、「本人確認情報の提供にあつたてのセキュリティ体制チェックリスト」による回答を求めました。

結果、利用を希望する市町は、市町税徴収にかかわる納税者の住所調査で69市町、市町用地取得にかかわる住所調査（地権者の？）で61市町

あつたものの、条例施行日までに県と利用協定を結び、住民の住所確認等に住基ネットを利用する体制ができたのは篠山市と稲美町の2市町のみとなりました。新聞の報道によると、安全対策などの準備が間に合わない市町が多かったためとされています（神戸新聞04.7.1）。なお、05年2月現在での利用は稲美町のみとなっています。

**被告側最大のウイークポイント**

市町村における住基ネットのセキュリティ確保は、住基ネットシステムの根幹に関わる問題点です。県と利用協定を結び得たのが2市町のみという結果から、県内各市町における住基ネットのセキュリティ体制に多くの問題を抱えていることは明らかです。県宛に出された「セキュリティ体制チェックリスト」にその実態が明らかになっているはずですが、裁判所の判断如何によって、「国の優等生」であるはずの兵庫県が、一転ここへきて「国のお荷物」にもなりかねない状況です。

**4月18日提出の「文書提出命令の申立書」（概要）**

**証明すべき事実** 兵庫県下の各市町村においては、セキュリティ体制が不十分であり、住民のプライバシー権の侵害の危険が大きいこと。

**理由** 原告らは、弁論期日において、上記書類の提出を被告に求めているが、未だ、被告から開示されない。兵庫県に対しては原告の1人が、また、上記文書の控えについて、原告のうち4人が、神戸市、姫路市、西宮市、川西市に対してこの文書の開示請求をしたところ、兵庫県は非開示、神戸市は一部のみ開示、その他の市は非公開という回答であつたので、これらの文書は、原告らにおいて別途の方法では入手し得ない。したがって、被告兵庫県は、民

事訴訟法第220条第4号に基づく文書提出義務がある。

## 被告4市でセキュリティ体制チェックリストを開示請求

### 各市で開示請求・異議申立を！

原告らの取り組みで、これまで兵庫県と被告4市に対して「セキュリティ体制チェックリスト」の開示請求が行われています。県では全面非開示、神戸市・川西市・姫路市・西宮市では部分開示（条例・規程の制定状況など差し障りのない部分を除いて実質非開示）になっています。行政の決定に対して県・川西市・姫路市で原告らにより公文書開示審査会への異議申立が行われ、現在審査中です。西宮市でも近々異議申立を行います。

いずれの市でも実質非開示は「県と協議」しての判断であることを認めています。国の言うように住基ネットの管理体制が完璧なら、県も市も胸を張って全面開示できるはず。国に追随し、住民の利益を棚上げにして、説明責任を果たそうとしない行政の姿勢は許せません。国立市上原市長の毅然とした姿勢（4頁）に比べて、兵庫県及び4市の対応は、なんとも情けないの一言に尽きます。原告の皆さん、残り9市1町でも開示請求・異議申立にご協力を！

## 全国の訴訟状況

「訴訟を支援する会」調べ（05年4月1日現在）

### 金沢訴訟 -----

2002年9月提訴（原告26名）。3月4日の第10回口頭弁論で双方の主張が出し尽くしたことから、原告側が早期の判決を要望し、結審した。5月30日判決の予定。

### 名古屋訴訟 -----

3月1日の第10回口頭弁論で、名古屋地裁民事第10部の西尾進裁判長が、何の予告もなく突然「裁判の終結」宣言し、「5月31日判決言い渡し」だけを言い残して退廷。最終準備書面の提出も計画していた原告側は、常軌を逸した訴訟指揮と反発、裁判所に対して弁論再開を申し立てた。

### 東京訴訟 -----

齋藤貴雄さん（ジャーナリスト）の証人尋問を申請し、取材の結果判明した住基ネット推進の意向及びこれによってもたらされるもの等を立証の予定。国立市上原市長の証人尋問（7月6日）を予定。

### 横浜訴訟 -----

横浜地裁は、原告側が求めた横浜市に対する「調査委託」を採用することを決定。原告側が求める調査事項は「選択制を実施した理由」「非通知申出の現状」「選択性採用により生じる支障の有無」「市民からの苦情や要望」「国・県・他市町からの苦情」など（4頁参照）。原告側は、調査委託により、選択制を採用しても住基ネットの運用や住民の利便性に何ら支障が生じないことを証明できる考えている。

### 福岡訴訟 -----

2月15日に本人尋問等が終了し、5月20日結審が決定。

### 大阪豊中訴訟 -----

昨年2月地裁判決。「被告（豊中市）は、住民基本台帳ネットワークシステムを接続して被告が保有する原告の情報を大阪府に提供してはならない」を求める控訴審。結審間近が予想される。

### 富山訴訟 -----

「付番のプライバシー侵害」を理由にした事

件。請求却下の富山地裁判決に対する控訴審で

「原決維持」の判決。

関連ニュース

## 「住民情報のコントロール権未確立」 国立市が回答

「住基ネット切断の理由」などを尋ねた住基ネット訴訟弁護団（各訴訟弁護団の連絡組織）の照会に対して、国立市が回答。東京訴訟において証拠として提出。主な内容は以下のとおり。

### 切断している理由

市民の住民情報のコントロール権が確立されていない。情報漏洩等のリスクを補っても余りあるメリットがない。「国立市ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要項」に沿った被害者支援に支障とならないような（住基ネットの）制度・運用が確立されていない。

### 切断によって支障が出ているか？

市民サービスの面では、市民・他の市区町村民の生活への影響は小さいと評価してよい。財政面では、代替事務措置、住基ネット維持管理経費など負担になっている。「住民票の広域

交付」については、従前からある郵送による交付が代替措置としての役割を果たしている。

「付記転出届」（住基カードによる転出手続の簡略化）については、住基カードの普及率が極めてわずかなので、住民サービスには何ら問題がない。公的認証サービスについても、全国的に普及が進んでいないなか、市民生活への影響は全体的にないものとする。

### 住基ネットに関する市民の意見

切断を求める意見延べ388件 稼働を求める意見延べ10件 電子申告など問い合わせ延べ6件

「訴訟を支援する会ニュース」05年4月1日号より

## 業務に不要な交換ソフトが感染

秋田県湯沢市の業務用パソコンから、市民約1万1千人分の個人情報が出たのは、担当の男性職員が業務に必要なファイル交換ソフト「Winny（ウィニー）」を使い、ウイルスに感染したのが原因だ。個人情報保護法が1日に施行された直後だけに、専門家は「担当者を処分するだけでは、再発を防げない」と、組織の情報管理体制そのものの見直しを求めている。

男性職員がパソコンで使っていた「ウィニー」は、ユーザー同士が保有する映像や音楽などのデータを共有、交換できるソフトだ。だが、便利さと裏腹に情報管理の面で危うさも露呈している。京都府警で昨年3月に発覚した捜査関係記録の流出と、同年4月の陸上自衛隊の隊員住所などの流

## 湯沢市の情報流出

出も、ウィニーの利用が原因だった。

秋田県情報企画課は「自治体業務でファイル交換ソフトは必要ないはずだ」と役所のパソコンでのウィニー使用を疑問視する。

「企業情報漏洩防止マニュアル」の著書があるキヤノン電子（埼玉県秩父市）の酒巻久社長は「危険なソフトだと分かっているのに職場に持ち込んだ職員の倫理観の欠如と、それを放置していた組織の両方に問題がある」と指摘する。

その上で「職場のパソコンのセキュリティー強化とともに、職員の倫理面の再教育の徹底が必要だ」と警鐘を鳴らしている。

（河北新報 4月16日）

いややねん！住基ネット市民の会 <http://www.kitaue.com/juki/>